

第 2 次紀の川市長期総合計画 策定方針（案）

平成 28 年 8 月

1. 計画策定の趣旨

平成17年11月に紀の川流域の5町が志を一つにし、紀の川市が誕生しました。新市建設計画を踏まえて策定した第1次紀の川市長期総合計画では、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像に掲げ、「安全・安心なまちづくり」を最重要課題とし、旧5町の均衡ある発展を目指し、まちづくりを進めてきました。

長期総合計画に関しては、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられました。本市においては、長期総合計画は従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民の皆さまにまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、「紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例」において、長期総合計画の基本構想の策定に関することを議決案件として、その重要性・必要性を明確化しており、現行の第1次紀の川市長期総合計画の計画期間が平成30年3月をもって終了するため、この度、新たな長期総合計画を策定します。

昨年、紀の川市が誕生して10周年を迎えましたが、その間には、少子高齢化と人口減少の進行、東日本大震災や熊本地震を契機とした安全・安心に対する関心の高まり、公共施設の老朽化に対する対応など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、それらの環境の変化に対応し、さらに、今後、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題にも的確に対応することが求められています。

また、平成27年12月には、地方創生に向けて人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指して「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。地方創生は戦略策定の段階から本格的な事業展開に取り組む段階となっており、本市の魅力を最大限に生かした取り組みを推進する必要があります。

これまでの10年間の歩みの成果と課題を再度確認し、さらなる発展を目指すため、現行の第1次紀の川市長期総合計画の検証のもと、成果と課題を明らかにし、その対策を見極めたうえで、これからのまちづくりを展望した、平成30年度を初年度とする第2次紀の川市長期総合計画を策定します。

2. 基本的な考え方

第2次長期総合計画については、将来に夢や希望をもつことのできる魅力あふれる紀の川市を実現するための指針として、市民共有の目標となるよう以下の点に留意しながら策定作業を進めます。

(1) 本市の地域特性を活かした計画策定

- ◆ 社会潮流を的確に捉え、本市の豊富な地域資源をはじめとした地域の特性・独自性

を活かした計画づくりを進めます。

(2) わかりやすい計画策定

- ◆ 中長期的な視点に立ち、本市の将来像を明確に示した計画づくりを進めます。
- ◆ 目指すべき将来像、まちづくりの考え方、政策・施策の方向性を市民の視点に立って構成、表現し、具体的な目標を盛り込み、目標達成度を明らかにするなど、市民と共有することができる計画づくりを進めます。
- ◆ 計画の策定段階から推進段階に至るまで、可能な限りその状況等を公表する計画づくりを進めます。
- ◆ 総合計画の施策体系と連動した組織機構の構築により、責任の所在を明確にし、部・課が統一的な目標に向かって機能する計画づくりを進めます。

(3) 市民ニーズが反映された計画策定

- ◆ 市民意識調査をはじめ、広く市民の意見を集約するなど、市民の視点に立った計画づくりを進めます。
- ◆ 市民ワークショップ（さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場）の開催など、多様な市民参画方法を取り入れ、市民と行政が一体となった計画づくりを進めます。
- ◆ とともに参加し行動するまちづくりを目指し、市民と行政との役割を明確化させた計画づくりを進めます。
- ◆ 全庁的な職員の意識高揚に努め、積極的な参画を図ることで、当事者意識を醸成し、現場意見を反映した計画づくりを進めます。

(4) 実現性・実効性の高い計画策定

- ◆ 社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの多様化を把握し、真に有効性の高い施策を見極めた計画づくりを進めます。
- ◆ 行政評価制度を構築、活用することで、「市民本位の効率的で質の高い行政の実現」を意識した上で、成果目標に対する進捗管理が可能となる計画づくりを進めます。
- ◆ 行政経営の視点に立ち、予算・人員と行政評価との連動を強め、経営資源に裏付けされた実効性のある計画づくりを進めます。

(5) 個別計画と関連性のある計画策定

- ◆ 「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で掲げた将来人口と連動した計画づくりを進めます。
- ◆ 「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた目標を包括した計画づくりを進めます。
- ◆ 財政計画や各種個別計画と整合性のある計画づくりを進めます。

3. 第2次紀の川市長期総合計画の構成及び期間

第2次紀の川市長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成し、その計画期間については、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応する必要があり、また、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示す必要があることから、改訂の時期を市長の任期と連動させることで、効果的で効率的な市政運営を目指すこととします。

(1) 「基本構想」

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す紀の川市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。

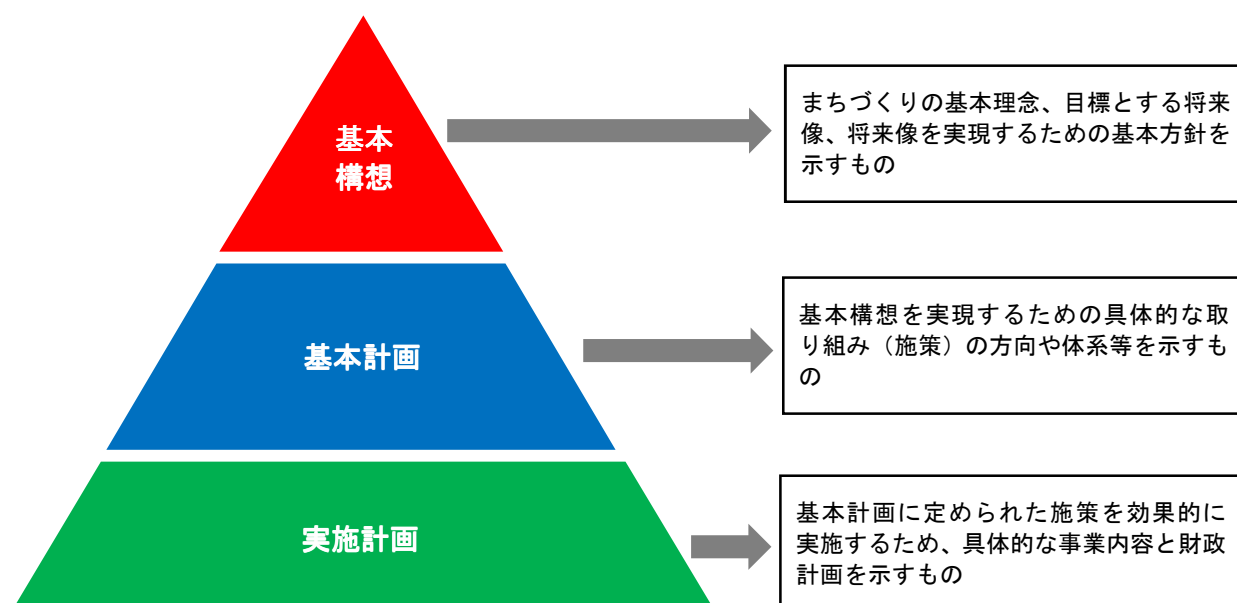
基本構想は平成30年度(2018年度)を初年度とし、9年間を計画期間とします。

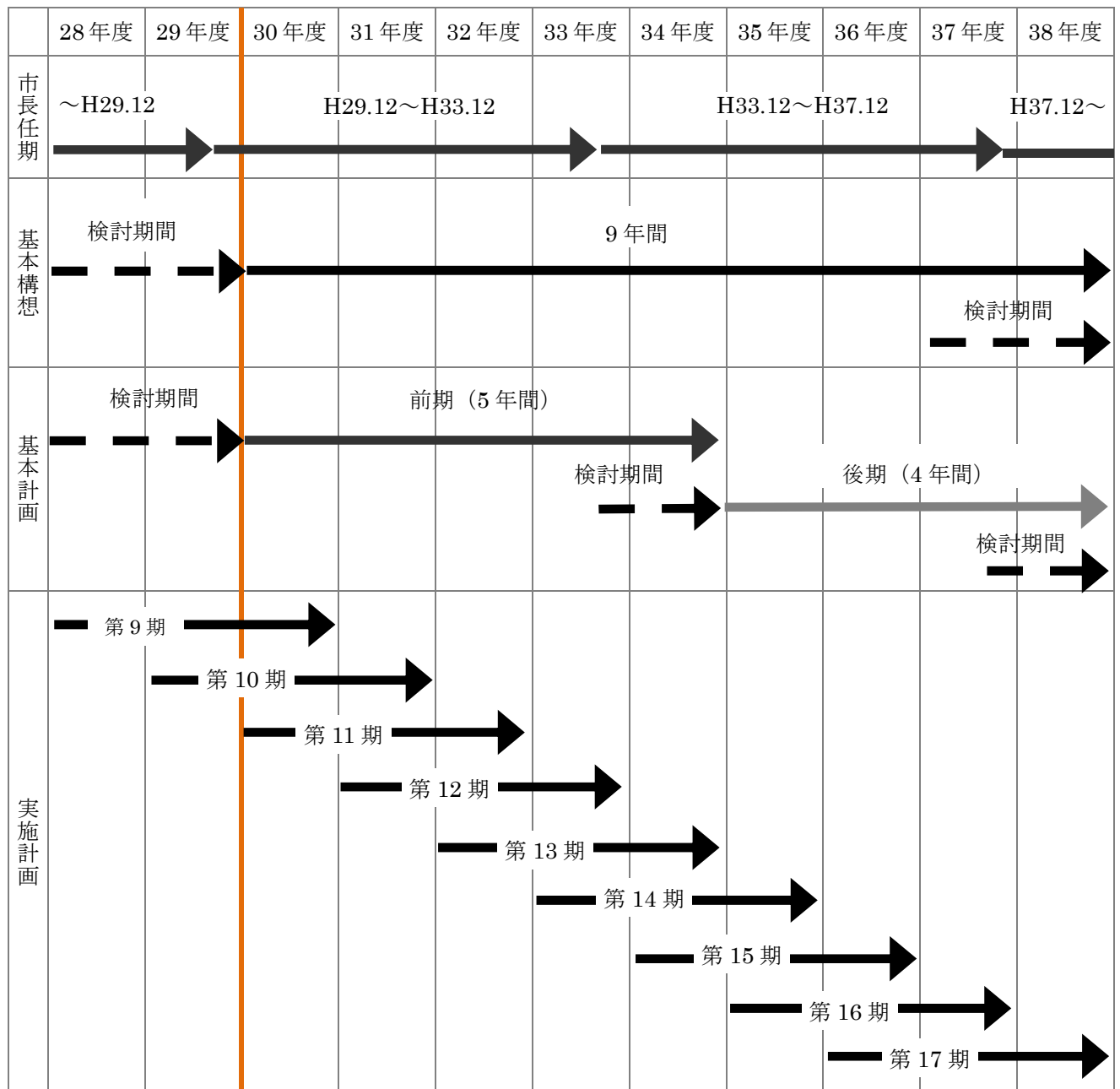
(2) 「基本計画」

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める具体的な取り組み(施策)を体系的に示したもので、第2次長期総合計画については、基本計画は平成30年度(2018年度)を初年度とし、前期の計画期間を5年間、後期計画を4年間の2期に分けて策定します。

(3) 「実施計画」

実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度のローリング方式によって計画を見直します。





4. 策定体制

(1) 市民の参画

- ◆ 長期総合計画審議会を設置（公募委員の募集）
- ◆ 市民意識調査の実施
- ◆ 各種団体への意見聴取
- ◆ 市民ワールドカフェ（自由に意見を出し合い、お互いの思いや考えの背景について探求し、相互理解を深めることを目的に「カフェ」のようなリラックスした雰囲気、気楽に、でも真剣味ある話ができる場）、市民ワークショップの開催
- ◆ パブリックコメント（意見公募手続制度）の実施

(2) 職員の参画

- ◆ 長期総合計画本部の設置

ア. 本部会

| | |
|------|---|
| 本部長 | 副市長 |
| 副本部長 | 教育長 |
| 本部員 | 市長公室長、企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、地域振興部長、保健福祉部長、農林商工部長、建設部長、水道部長、教育部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、土地開発公社事務局長、会計管理者 |

イ. 策定委員会

| | |
|-------|-----------|
| 策定委員長 | 本部長が指名する者 |
| 策定委員 | 本部長が指名する者 |

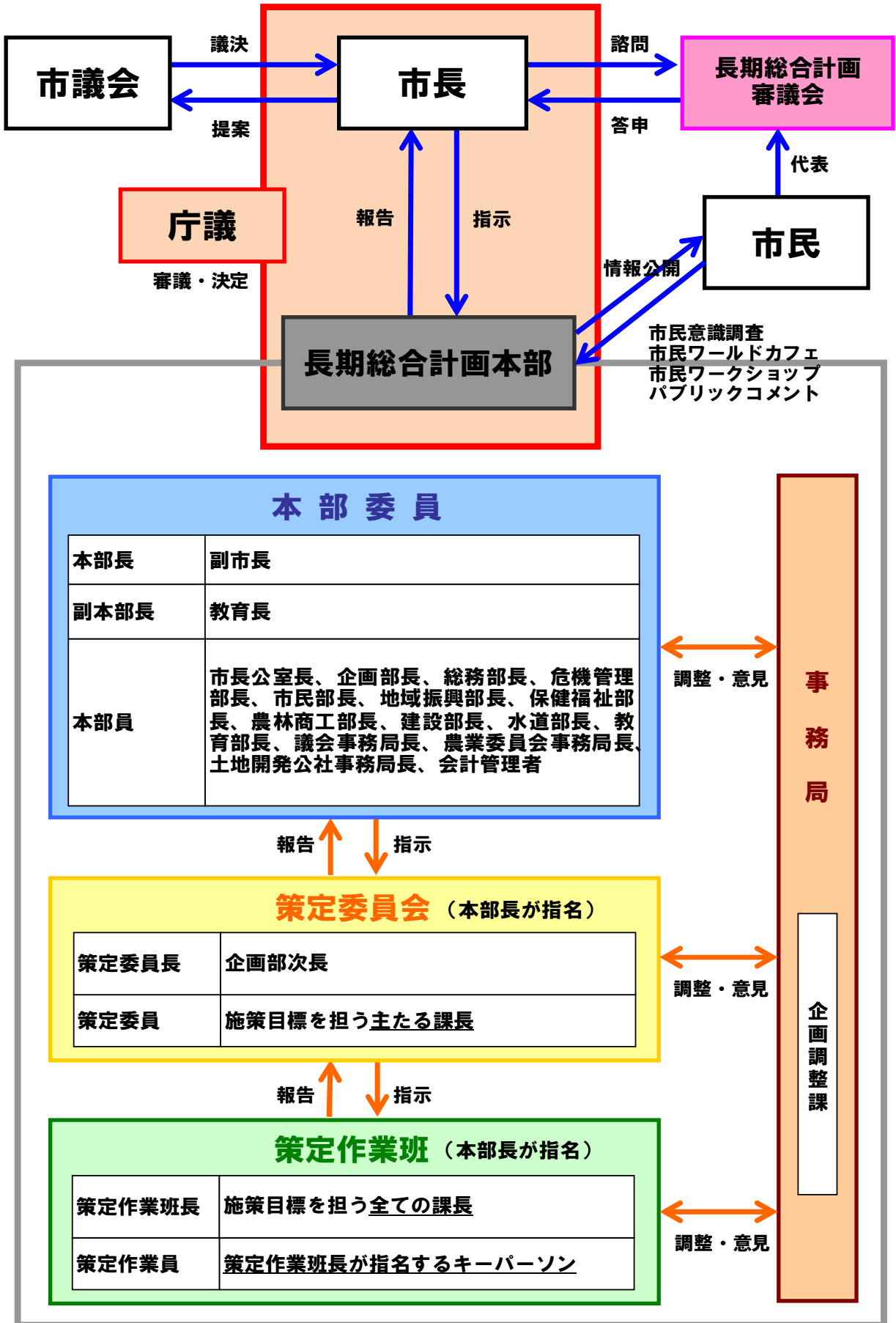
ウ. 策定作業班

| | |
|--------|-----------|
| 策定作業班長 | 本部長が指名する者 |
| 策定作業員 | 本部長が指名する者 |

エ. 事務局（企画部企画調整課）

- ◆ 職員ワールドカフェ、職員ワークショップの開催

策定体制



5. 策定スケジュール

【平成28年度】

- ・長期総合計画本部の設置
- ・長期総合計画審議会の設置
- ・市民アンケートの実施（課題抽出）
- ・小中学生アンケートの実施
- ・各種団体意見聴取
- ・市民参画手法の検討・実施（市民ワールドカフェ、市民ワークショップなど）
- ・財政収支を含む基礎調査の実施・分析
- ・現行計画の検証
- ・基本構想の素案策定
- ・基本計画の骨子案策定

【平成29年度】

- ・市民アンケートの実施（指標設定・重点施策設定）
- ・パブリックコメントの実施
- ・基本構想の市議会への提案
- ・第2次長期総合計画の策定
- ・市民への周知

【参考資料】

紀の川市長期総合計画審議会委員名簿（案）

（順不同、敬称略）

| 任期 | | （平成28年8月22日～平成30年3月31日） | |
|----|----------------------|-------------------------|--------|
| NO | 職名 | 氏名 | 備考 |
| 1 | 公募委員 | 今木 大二 | |
| 2 | 公募委員 | 井口 和彦 | |
| 3 | 公募委員 | 楠見 郁夫 | |
| 4 | 公募委員 | 西川 武志 | |
| 5 | 公募委員 | 中川 皓次 | |
| 6 | 打田区長会 | 会長 | 和田 博昭 |
| 7 | 粉河区長会 | 会長 | 中本 智幸 |
| 8 | 那賀区長会 | 会長 | 宇野 耕作 |
| 9 | 桃山区長会 | 会長 | 戸中 勇 |
| 10 | 紀の川市自治連絡協議会 | 会長 | 山田 守彦 |
| 11 | 近畿大学生物理工学部 地域交流センター | センター長 | 仁藤 伸昌 |
| 12 | 近畿大学生物理工学部 教養・基礎教育部門 | 教授 | 渡部 容子 |
| 13 | 紀の川市農業委員会 | 会長 | 面川 泰弘 |
| 14 | 紀の川市立地企業連絡協議会 | 会長 | 野村 壮吾 |
| 15 | 紀の川市環境保全対策審議会 | 委員 | 尾崎 加代子 |
| 16 | 紀の川市消防団 | 団長 | 井尻 智久 |
| 17 | 紀の川市老人クラブ連合会 | 会長 | 阪中 進 |
| 18 | 紀の川市身体障害者連盟 | 会長 | 泉中 條子 |
| 19 | 紀の川市人権委員会 | 会長 | 小倉 敏男 |
| 20 | 紀の川市商工会 | 会長 | 高田 亮平 |
| 21 | 紀の里農業協同組合 | 代表理事組合長 | 山田 泰行 |
| 22 | 紀の川市女性会議 | 会長 | 右梅 八世 |
| 23 | 紀の川市観光協会 | 会長職務代行者 | 城口 豊 |
| 24 | 紀の川市小中学校校長会 | 会長 | 小林 彰 |
| 25 | 紀の川市都市計画審議会 | 会長 | 赤坂 好哉 |

紀の川市長期総合計画審議会【平成28年度のスケジュール】

| 回次 | 開催時期 | 目 的 |
|-----|----------|---|
| 第1回 | 8月22日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 審議会委員の委嘱 ➤ 会長、副会長の選任 ➤ 策定方針等の伝達 |
| 第2回 | 10月中旬 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基礎調査結果の報告、市の現状共有 ➤ 委員の課題意識の意見聴取 ➤ 市民ワールドカフェの実施検討 |
| 第3回 | 11月中旬 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民ワールドカフェの結果共有 ➤ 将来像に対する意見聴取 ➤ 基本構想骨子(案)の提示 ➤ 現行計画の振り返り |
| 第4回 | 12月中旬 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民ワークショップの結果報告 ➤ 各政策分野に含まれるキーワード収集 ➤ 基本構想素案の協議 ➤ 現行計画の振り返り |
| 第5回 | 2月上旬 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民ワークショップの結果報告 ➤ 基本構想素案の協議 ➤ 基本計画骨子(案)の提示 ➤ 現行計画の振り返り |

○紀の川市長期総合計画審議会条例

平成17年11月7日
条例第28号

(設置)

第1条 本市に、紀の川市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、紀の川市長期総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 公共的団体代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了し、答申をもって満了する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。